

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

令和4年度 第4回 理事会議事録

- 1 開催年月日 令和5年3月20日(月)
午前9時45分～午後0時35分
- 2 開催場所 地域福祉センターかしのき苑 1階 会議室ABC
- 3 出席者 理事総数 12名
出席理事数 11名
理事 林 徹 長谷川 悟 石崎照代 中畔秀昭
岡田敦子 田中智美 山本正來 早樫一男
福味加世子 岩前良幸 古海りえ子
監事総数 2名
出席監事 2名
監事 島中秀司 浦田善之
- 4 欠席者 加藤 博
- 5 決議に特別の利害関係を有する理事 該当者なし
- 6 議題
 - (1) 報告事項
第2号報告 会長職務の執行状況について
 - (2) 決議事項
第8号議案 令和4年度補正予算(第3号)について
第9号議案 就業規則の一部改正について
第10号議案 職員の給与に関する規程の一部改正について
第11号議案 社会福祉充実計画の同意について
第12号議案 辞任に伴う後任評議員候補者の同意について
第13号議案 辞任に伴う後任評議員候補者の同意について
第14号議案 辞任に伴う後任評議員候補者の同意について
第15号議案 辞任に伴う後任評議員候補者の同意について
第16号議案 令和4年度第1回評議員選任・解任委員会の招集について
第17号議案 令和4年度第2回評議員会の開催について
第18号議案 令和5年度事業計画について
第19号議案 令和5年度収支予算について
 - (3) 諸報告
- 7 議事の経過要領及び議案議決の結果

定刻に至り、定款第30条の規定により議長に山本理事が選任され、議長は定款第31条第1項に定める定足数を満たしていることを確認し、議事に入った。

第2号報告 会長職務の執行状況について

理事会への報告事項として、報告資料に基づき長谷川会長から、令和4年9月から令和5年2月までの職務執行状況について説明があった。

第8号議案 令和4年度補正予算（第3号）について

1. 生活福祉資金貸付事業の受託金

京都府社会福祉協議会から受託している生活福祉資金貸付事業において、令和4年度から特例貸付の償還免除事務・償還猶予事務が発生することに伴い、委託費の追加増額が決定したため、受託金収入を追加計上する。また、受託金に応じて人件費を組み換え、事業費を修正する。

2. 共同募金配分事業

精華町共同募金委員会から助成を受けて、本会デイサービスセンターにおいて災害時福祉避難所設置運営訓練を実施するにあたり、配分金収入及び事業費を追加計上する。また、共同募金配分事業の実績に応じて各勘定科目を修正する。

3. 京都府原油価格・物価高騰対策緊急支援事業等

京都府では、コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響を受けながらも、サービスの安定的な提供を継続している医療機関、社会福祉施設等を支援するため「令和4年度京都府原油価格・物価高騰対策緊急支援事業」の実施が決定した。本会が実施する6つの介護保険事業（①居宅介護支援、②訪問介護、③通常規模型通所介護、④認知症対応型通所介護、⑤おたっしや倶楽部、⑥介護予防居宅介護支援事業）が該当するため、京都府に対して本交付金の申請にあたり収入科目を新設する。

また、経済産業省の「令和4年度電気利用効率化促進対策事業」を活用して、関西電力株式会社が実施する「冬季eリスpons特約」を申し込んだことにより、参加特典として20万円の収入が決定したため雑収入として計上する。

4. 介護保険事業の事業収支

利用者に新型コロナウイルス陽性者が発生したことにより、令和4年12月21日に各通所介護事業を臨時休業したため、京都府にサービス提供確保事業助成金を追加申請する。また、通常規模型通所介護事業並びに認知症対応型通所介護事業の利用者の減少に伴い、年度当初の予測収入を見込めないため、介護報酬等を下方修正する。

補正予算について、議案説明資料「令和4年度（第3号）補正予算案の概要」により事務局長から説明があった。

以上の説明を受け、第8号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第9号議案 就業規則の一部改正について

事務局長から、少子高齢化の進展、若年労働力人口の減少に対応するため、国家公務員法と地方公務員法が改正され、令和5年4月から公務員の定年が段階的に引き上げられることとなった。専門職の確保が困難な時代を迎えるなか、本会においても職員の定年を見直す。

また、勤務時間の変更や職員の安全衛生等に関する条文を追加したいため、「就業規則の一部改正（案）」について説明があった。

以上の説明を受け、第9号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第10号議案 職員の給与に関する規程の一部改正について

令和4年10月9日をもって、京都府の最低賃金が時間給937円から968円に改定されたことに伴い、非常勤職員は時間給を令和4年10月1日付で改定した。常勤職員においては、現行の賃金のまま据え置きとしていたが、令和5年度から非常勤職員の時間給と整合性を図りたいため、職員給料表改定の提案について、事務局長より説明があった。

以上の説明を受け、第10号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第11号議案 社会福祉充実計画の同意について

令和3年度決算の確定に伴い、令和3年度末における社会福祉充実残額が確定した。社会福祉充実残額の確定に伴い、社会福祉法に基づいて、社会福祉充実計画の作成が必要であり、評議員会において承認を得るための手続きとして理事会に社会福祉充実計画についての同意を求めることについて、事務局長より説明があった。

以上の説明を受け、第11号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。

岡田理事 1－2職員の処遇改善、職員体制強化事業について、どの部署も忙しいと思うが、特に多忙で強化が必要な部署はどこか、またどの専門職を考えているのか。

事務局長 今回の段階ではどの部署というのは具体的には難しいが、基本的に

は専門職でなければ付けないポストというのがあり、例えば、地域包括支援センターであれば、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師または看護師といういずれかの資格のものでなければ担当することができないということがある。一例としては、地域包括支援センターに、保健師や主任ケアマネジャーなどの専門職を加配するなどというイメージである。専門職の確保が難しいなか、退職の補充ではなく先行して採用していきたいと考えている。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第12号議案 辞任に伴う後任評議員候補者の同意について

法人運営室長より、評議員選出等の規程第1条第1項第1号の規定により、精華町民生児童委員協議会より推薦を受けている評議員4名から辞任の申し出があったことに伴い、評議員選出等の規程第1条第1項第1号に基づいて、後任評議員を選任・解任委員会に推薦することについて、議案資料「評議員候補者の被推薦者名簿（案）」に基づき、評議員候補者山田光男氏の経歴について説明があった。

以上の説明を受け、第12号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第13号議案 辞任に伴う後任評議員候補者の同意について

法人運営室長より、評議員選出等の規程第1条第1項第1号の規定により、精華町民生児童委員協議会より推薦を受けている評議員4名から辞任の申し出があったことに伴い、評議員選出等の規程第1条第1項第1号に基づいて、後任評議員を選任・解任委員会に推薦することについて、議案資料「評議員候補者の被推薦者名簿（案）」に基づき、評議員候補者久川亮祐氏の経歴について説明があった。

以上の説明を受け、第13号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第14号議案 辞任に伴う後任評議員候補者の同意について

法人運営室長より、評議員選出等の規程第1条第1項第1号の規定により、精華町民生児童委員協議会より推薦を受けている評議員4名から辞任の申し出があったことに伴い、評議員選出等の規程第1条第1項第1号に基づいて、後任評議員を選任・解任委員会に推薦することについて、議案資料「評議員候補者の被推薦者名簿（案）」に基づき、評議員候補者上村晴彦氏の経歴について説明があった。

以上の説明を受け、第14号議案について質疑をおこなったところ質問が

なかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第15号議案 辞任に伴う後任評議員候補者の同意について

法人運営室長より、評議員選出等の規程第1条第1項第1号の規定により、精華町民生児童委員協議会より推薦を受けている評議員4名から辞任の申し出があったことに伴い、評議員選出等の規程第1条第1項第1号に基づいて、後任評議員を選任・解任委員会に推薦することについて、議案資料「評議員候補者の被推薦者名簿（案）」に基づき、評議員候補者五十嵐範子氏の経歴について説明があった。

以上の説明を受け、第15号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第16号議案 令和4年度第1回評議員選任・解任委員会の招集について

法人運営室長から、評議員からの辞任の申し出に伴い、後任評議員を選任するために、評議員選任・解任委員会運営細則第6条「委員会は、理事会の決議に基づき会長が召集する。」に基づいて、評議員選任・解任委員会の招集について下記のとおり説明があった。

日時 令和5年3月22日（水曜日）

午前11時00分から正午分まで（予定）

場所 精華町地域福祉センターかしのき苑 1階会議室

以上の説明を受け、第16号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第17号議案 令和4年度第2回評議員会の開催について

法人運営室長から、民生児童委員協議会を選出母体とする加藤博理事から辞任の申し出があったことに伴い、後任理事の選任及び社会福祉充実計画の承認を求めため、評議員会を開催するにあたり、議案資料「令和4年度第2回評議員会の開催について（案）」に基づき下記のとおり説明があった。

日時 令和5年3月27日（月曜日）

午前10時00分から午前11時30分（予定）

場所 精華町地域福祉センターかしのき苑 1階会議室ABC

案件 (1) 理事の選任・解任について

(2) 社会福祉充実計画の承認について

以上の説明を受け、第17号議案について質疑を行ったところ、質問がなかったため議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第18号議案 令和5年度事業計画について

令和5年度において重点的に取り組んでいく活動及び新規の取り組みを中

心に、議案資料「令和5年度 事業計画案-変更点等説明書」により事務局長から説明があった。

以上の説明を受け、第18号議案について質疑をおこなったところ以下の質疑応答があった。

中畔理事 基本方針のところで見ると、ほとんど前年度の内容を継承されていると感じる。大きく内容も変わらないと思うが、書き方についてお願い事項がある。

いろいろ書いてあるが、その経過や結果などが見えにくい。1年間活動して、どのような結果が出て、それらを基に次の方針を立てるといことが、よりはっきり見えるようにしてもらいたい。次に、セッション別重点目標の中で5番「在宅介護課 訪問介護係」、6番「通所介護課 通所介護係」の中で、キャリアパスの記載があるが、令和4年度においては、何名くらいの職員がそのキャリアパスの制度を利用してランクアップしたのか、また、キャリアパスの内容として、介護職の分はランクがあって分かりやすいと思うが、地域福祉課など他の部署のキャリアパスはどのように設定され、見える化になっているのか教えてほしい。

事務局長 計画に対する進捗状況につきましては、社協の内部に活動計画推進委員会とかもあるので、そういった資料を引用しながら、今後理事会の方で説明させていただきたい。

キャリアパスの件については、介護職員に限定されていて、ホームヘルパーの方で15～16名、デイサービスでも18名いる介護職員の中で、毎年3名から4名は次のステップに上がり昇給しているという状況である。

勤務時間数、年数、経験、資格、研修の履修状況、業務内容の中で指定された項目ができるかなどを総合的に勘案して、現在の運用状況となっている。対して、介護以外の職員については、キャリアパスという仕組みができていない現状である。介護職に関しては、介護報酬の中の介護職手当、加算という財源付きで、比較的取り組みやすいが、その他の職員については根拠や財源がない。ただ、資格取得した場合は、ランクが上がる、級が上がるということは、これまでどおりで、資格取得促進を職場としても取り組んできている。

中畔理事 キャリアパスの仕組みは、職員のモチベーションを上げ、長く社協で働きたいと思ってもらうためには、今後増々重要になってくると思う。財源確保なども含め今後検討して欲しい。

林理事 事業計画の中で、認知症に関する講座を開催するとあるが、

具体的にはどのような形で行うのか。

通所介護課長

計画段階であるが、認知症対応型の通所介護、通称「ほっとぴあ」を運営している事業所として、地域の中でこのような事業所があるという事を知っていただくことも兼ねてデイサービスセンター内で講座を開催したいと考えている。地域の方にも出入りしていただける風通しの良い事業所を目指したい。

林 理事

私は、認知症に関して、秘密にしている住民がたくさんいると思っている。そのような方を減らすように地域で講座を行うことで、地域全体で認知症の方を把握し見守ることができてる。社協にしてもらえたらありがたい。

岡田理事

生活支援コーディネーターの活動は具体的にはどのようなものか、また、どのような成果があったのか。

絆ネット構築支援についても具体的に、どのような成果が上がっているのか。

新規事業の地域移送サービス体制基盤強化事業と現在行っている外出支援事業の違いは何か。また、活動の中で運転手への費用の発生はあるのか。

この事業計画の中で、何度も「生きづらさ、暮らしづらさ」を支えるという言葉が出てきて、福祉相談とか相談に来られたら、まず窓口で受け止めて、専門のところに振り分けるなど良いと思う。私の住んでいる地域では、住宅開発から55年経過、現在高齢化率45%で、自身も見守り隊として活動しているが、地域での一番の問題は、「8050問題」である。要介護認定を受けサービスを利用している人などは車も迎えに来るのでわかるが、中年や高齢に近い人が引きこもっているのは分かりにくい。直接訪ねて聞くこともできず、高齢の親が亡くなった後、残された子が孤独死したりすることが心配である。昨年、調べたところ、高齢の親と住んでいる中年の人は地域に40人ほどいたが、その実態は把握できていない。私は、民生委員もしているので、定期的に訪問をしているが、その中で86歳と84歳の高齢夫婦の息子さんの引きこもりについては、相談してもらうまでに3年かかった。早く発見して、応えられることが大事だと思う。社協ではケアマネジャー、地域包括支援センター、ホームヘルパーなど専門職が訪問に行く機会が多いと思うが、サービスを提供する人だけではなく、家族全体に目を向けて、引きこもりなどの問題があれば、社協に持ち帰り連携して支えてほしい。そのためには、職員はそのような視点を持ちサービスが提供できるように勉強して行ってほしい。

地域福祉課長

生活支援コーディネーターは、北部圏域に1名、南部圏域に1名配置されている。主な役割は、実際に活動している団体の方やその利用者個別の地域の課題をニーズキャッチすることである。例えばそのニーズキャッチした内容を地域の活動支援者と共有して、その課題解決するための新たな活動に繋げていくという役割がある。ここ2～3年で多いのは、地域の居場所づくりを他の団体の方と協力しながらできたことだと思う。体操の居場所以外の住民のちょっとした困りごと、ゴミ出しが大変だとか、そのような課題を生活コーディネーターが把握し、行政とかに伝えて共有していくとかなどが大きな役割である。

事務局長

本会が既に行っている外出支援という移送サービスと地域で行われている移送サービスの違いは、社協の方は法律に基づいた事業として陸運局に届け出をして許可を得ている事業という位置づけになるところである。公的な活動であるため、料金の設定・利用できる対象者は規則で決められており、行くことのできる範囲も指定されている。一方、地域で行っている移送サービスは登録も許可も必要なく、対象者や行先についても自由である。本会が行う移送サービスはどうしても硬直的で制限が多く、そこから漏れてしまう住民ニーズについては、やはり地域で行われている助け合いの移送サービスに頼らざるを得ないというのが現状である。

「生きづらさ、暮らしづらさ」を抱える人、特に引きこもりの人がいる家庭「8050問題」というところに焦点を当てた質問であったが、国も重層的支援体制整備事業を市町村単位で行うこととしており、精華町においても令和3年度から体制移行準備をしているところである。社協としても、チーム運営の中で「絆ネット構築支援事業の実施」として①絆ネットコーディネーターの設置②相談体制・ネットワークづくり③社協内部の連携強化を掲げている。精華町内またはその周辺にある近隣の相談機能を持った機関、ケアマネジャーの事業所とか、どこに行っても同じ対応ができる、横のネットワークづくり。また、社協内部で課題として認識し、チームアプローチができるように重点的に取り組んでいきたいと考えている。先の3月13日には社協内部での研修を行ったが、まず意識を持つということで順に進めていきたいと考えているが、それを進めていくのが絆ネットコーディネーターの役割と考えている。少しずつ進んできていると思われるが、まだ不十分であるので、お気付きのことがあれば助言いただきたい。

岡田理事 新規の移送サービスについては、費用は発生しないのか。
事務局長 本会は、既に移送をしている方に無償で車をお貸ししようと思
っている。費用については実施団体ごとに違うと思う。一応法
律上は運転手として対価を得ることは禁止されているが、ガソ
リン代など実費をもらうことについては認められているため、
支払いがあってもその程度の実費程度かと考えている。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承
認された。

第19号議案 令和5年度収支予算について

令和5年度の全体的な予算概要、傾向及び拠点別の収支予算及び使途内容
について、議案資料「令和5年度収支予算書（案）」により事務局長から説明
があった。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承
認された。

諸報告

以下の事項について、事務局から報告をおこなった。

法人運営室長より、法人運営室として下記の3点について報告した。

- (1) 令和4年度 福祉事業実績報告
- (2) 第5次精華町地域福祉活動計画について
- (3) 令和4年度社会福祉法人に対する指導監査の実施結果について

地域福祉課長より、地域福祉課として下記の9点について報告した。

- (1) 会費の実績
- (2) 相談業務の実績
- (3) 福祉サービス利用援助事業実績
- (4) 南部地域包括支援センターの実績
- (5) 物価高騰対策緊急生活支援対策事業
- (6) 専門家による無料相談事業
- (7) 新型コロナウイルス特例貸付（生活福祉資金）償還完了及び猶予
申請債権数
- (8) 第10回きょうと地域福祉活動実践交流会
- (9) 令和4年度災害ボランティア講演会

在宅介護課長より、在宅介護課として下記の4点について報告した。

- (1) 居宅介護支援系の事業実績
- (2) 居宅介護支援系の介護保険等事業計画（第3四半期末）進捗状況
- (3) 訪問介護系の事業実績
- (4) 訪問介護系の介護保険等事業計画（第3四半期末）進捗状況

通所介護課課長より、通所介護課として下記の3点について報告した。

- (1) 令和4年度新型コロナウイルス陽性者の判明と通所介護事業休止について
- (2) 令和4年度介護保険等事業計画進捗状況（第3四半期）
- (3) 通所介護課の事業実績

諸報告の後、議長から全般的なところで意見等を聞いたところ、以下の質疑応答があった。

- 島中監事 就業規則の関係で、時間の取り方について休憩中なのか就業中なのかなど今後のチェック体制について考えてほしい。
また、午後12時30分とあるが、午後0時30分という表記の方がよいのではないか。
- 事務局長 現行、午後12時30分という表記を用いていたが、ご指摘のとおり、午後0時30分の方が分かりやすいかと思われるため、先ほど理事会でお諮りいただいたが改めることを了承いただきたい。

以上をもって案件の全てを終了したので議長が閉会を宣し、午後0時35分散会した。

上記の決議を証するため議事録署名人において次に記名押印する。

令和5年3月24日作成
社会福祉法人精華町社会福祉協議会
令和4年度第4回理事会

会 長 _____ 印

監 事 _____ 印

監 事 _____ 印